

奈良県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画地区計画（学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地）の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾